

障 第 16 号 の 1
令和8年（2026年）4月1日

各指定障害福祉サービス事業所等 設置者 様

佐賀県健康福祉部障害福祉課長

福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに
事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）（通知）

このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課から別添のとおり通知がありました。

については、通知に記載された内容を御了知の上、適切に御対応ください。

なお、令和8年4月又は5月から福祉・介護職員等処遇改善加算を取得する場合（令和7年度から引続き取得する場合を含む）は、令和8年4月15日（水曜日）までに、令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る計画書等（別紙参照）の提出をお願いします。

佐賀県健康福祉部障害福祉課
指導担当 0952-25-7401

○令和8年度福祉・介護職員等処遇改善加算に係る計画書の提出について

(1) 提出書類

①別紙様式2 (加算 計画書)

②体制状況一覧表 (処遇改善加算用)

※処遇改善加算の区分は、令和8年6月以降の算定区分を選択してください。

※体制等状況一覧表もそろった状態で提出してください。

※押印及び就業規則等の添付書類は、不要。

(2) 提出期限

・令和8年4月又は5月から加算を取得しようとする場合

(令和7年度から引続き加算を取得する場合を含む)

→ 令和8年4月15日(水曜日)必着

・令和8年6月から加算を取得しようとする場合

→ 令和8年6月15日(水曜日)必着

・年度の途中等から加算を取得しようとする場合

→ 算定月の前々月末日

(3) 提出方法

下記 Web フォームよりご提出ください。

▼提出フォーム URL :

<https://logoform.jp/form/jbBd/1517482>

(4) その他

ア 賃金改善方法の周知について

処遇改善加算の届出を行った事業所は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について、障害福祉サービス等処遇改善計画書や情報公表制度等を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

イ 労働法規の遵守について

処遇改善加算の目的を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

ウ 計画書の提出先について

事業所の指定権者が佐賀県でない場合は、各指定権者に提出が必要であるため、特に「計画相談支援事業」「障害児相談支援事業」のみを実施している法人については、指定権者である市町に提出すること。